

第 20 回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名 (木村委員)

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第 1、第 25 号議案「芦屋市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

管 理 課 長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

越 野 委 員) 今回、伊勢幼稚園の 4 歳児が、全員、西藏こども園に移られるということですが、ぜひお願いしたいのが、次、5 歳児になれる皆さんですが、しばらく経ってから、アンケートを取っていただけないかなと思います。

この 4 歳の間は伊勢幼稚園で幼稚園教育を受けてこられて、5 歳からこども園に替わられるわけですが、幼稚園での教育とこども園での教育をどう感じられるのか、同じ質だと感じられるのか、幼稚園よりも教育の質が落ちたと感じられる方もいらっしゃるかもしれません。認定こども園も教育の質を担保しながら整備していくと子育て未来応援プランなどでも書いていることですので、こども園に移ったからといって、教育の質が落ちることでは困ると思いますので、今後、幼稚園、こども園のあり方を考えていく上でも、声を拾い上げていただきたいと思います。

管理課長) 既に精道こども園でも、保育所のお子さんと幼稚園のお子さんで、混在しながら生活を送っている実績もございます。こども・健康部の所管になりますので、今、アンケートを取ることを検討しますということは難しいですが、御指摘いただいたような視点は必要かと思えます。

1号認定のお子さんだけに特定してアンケートを取ることが、こども園生活を送られる中で適切かどうかについては、1号のお子さんもそうですし、新浜保育所から移られたお子さんも生活が変わることについてお尋ねしていく、取るとしたら皆さんに対して、幼も保もどういう形が変わったのかで取ることは、一定必要かもしれません。当然、そういうお声はお聞きをしていきたいと思っておりますし、精道こども園で、既に幼と保が合わさった形で実績もございますので、その辺りでどういう評価をいただいているのかについては、よく見ていく必要があると考えます。

教育長) 走り出したところですから、先生方は子どもたちの様子を十分に観察して、やっていってほしいと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第25号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、第 2 6 号 議 案 「 芦 屋 市 奨 学 金 給 付 規 則 の 一 部 を 改 正
す る 規 則 の 制 定 に つ い て 」 を 議 題 と し ま す。

提 案 説 明 を 求 め ま す。

管 理 課 長) < 議 案 資 料 に 基 づ き 概 略 説 明 >

教 育 長) 説 明 が 終 わ り ま し た 。 質 疑 は ご ざ い ま せ ん か 。

河 盛 委 員) 奨 学 金 と 奨 学 給 付 金 は 同 じ と 考 え て い い の で す か 。

管 理 課 長) 芦 屋 市 で は 「 芦 屋 市 奨 学 金 」 と い う 名 称 で 事 業 を し て い ま
す 。 奨 学 給 付 金 と い い ま す の は 、 国 が 高 校 生 に 対 す る 支 援 で 、
県 が 実 施 主 体 と し て 事 業 を し て い る も の が 奨 学 給 付 金 制 度 と い
う 名 称 と な っ て い ま す 。 で す の で 、 県 が 実 施 す る の は 「 奨 学 給
付 金 」 と い う 表 現 で 、 芦 屋 市 が 実 施 し て い る の は 「 芦 屋 市 奨 学
金 」 と い う 表 現 で す 。

河 盛 委 員) 名 前 が 違 う だ け で 、 実 質 同 じ で す か 。 例 え ば 、 奨 学 金 は 返
さ ない と い け ない と か 、 そ う い う こ と は ない の で す か 。

管 理 課 長) ど ち ら も 給 付 型 の も の に な っ て お り ま す 。

河 盛 委 員) 分 か り ま し た 。

越 野 委 員) こ れ ま で も 、 芦 屋 市 は 他 市 に 比 べ て も 手 厚 く 給 付 が 行 わ れ
て 来 て 、 よ う や く 県 が 十 分 な 額 の 給 付 を し て く だ さ る こ と で 、
市 の 給 付 を ゼ ロ と す る と い う こ と だ と 思 い ま す が 、 今 回 の 非 課
税 世 帯 の 第 1 子 は 県 か ら 1 1 万 1 0 0 円 と い う 金 額 に な っ て い
ま す が 、 こ の 金 額 は 、 こ の 水 準 で ず っ と 給 付 さ れ る の で し ょ う
か 。

管 理 課 長) 毎 年 度 毎 年 度 、 金 額 を 上 げ て こ ら れ て 、 ど こ ま で を 県 が 適
切 な 水 準 で さ れ る の か 、 分 か ら ない の で 、 例 え ば 来 年 度 に な っ
た ら 、 ま た さ ら に 増 額 と い う 話 も あ る か も し れ ま せ ん し 、 今 回 、

大幅に引き上げておられますので、この辺りで適正ではないか
ということで、一旦この金額でという形になるか。その辺りは、
国・県の動向次第だと思います。

越 野 委 員) 宝塚市は、令和2年度からこの奨学金を廃止されているよ
うですが、芦屋市も県がこれからずっとこの水準で給付される
なら、廃止にする考えもあるのでしょうか。

管 理 課 長) 宝塚がどういう方を対象にこれまでされてきて、どういう
事情で廃止されたかを、仔細までは確認はできていません。例
えば芦屋市としても、国や県と同じように、非課税世帯以下の
方をお救いしたらいいという考えになるのであれば、芦屋市の
制度はなくすことも考えとしてはありますが、今の時点では、
一定の所得以下のかたに対して非課税を超えたとしても、芦屋
市として5,000円、7,000円の給付をしますという形
で考えておりますので、将来的にどうなるかまでは何とも言え
ませんが、今のところは、継続してやっていきたいとは考えて
います。

教 育 長) 提案理由の書き方は「県奨学給付金の給付額合計が受給者
の負担増とならない」ですが、結局、減らないようにという意
味ですね。

管 理 課 長) はい。

木 村 委 員) 僕もすごい気になりました、この提案理由。もう少しスト
レートに書けばいいと思います。内容を読めば分かりますが、
ここまで書くと逆に気になってしまいます。

教 育 長) 書き方を工夫してください。

管 理 課 長) はい。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第26号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、第27号議案「芦屋市大学等入学支度金給付規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

管 理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員) 押印が不要になったものはそうするということが、7ページの請求書については、改正前も改正後も押印の「印」はあります。一方で、印鑑が必要なくなったものも確かにある。それが5ページはそうなる。その違いはどういうことになるのですか。

管 理 課 長) 様式を個々に判断する中で、公文書として押印が真に必要なものかどうか、全庁的に整理をしております。例えばこの様式においても、5ページは、実際に所得の照会をこちらでさせていただくことに対して承認いただけますかという確認の押印を求めていたものになりますので、不要という判断をさせていただきました。

7ページにつきましては、これは受領といえますか、お金を

受け取られる際の委任の分ですので、引き続き、印を頂く必要があるということで、残す判断をさせていただいています。個々別々に判断させていただいたところです。

木村委員) お金の授受や口座の振り込みなどに関しては重要ということですね。でも、結局三文判でいいのですよね。署名はすごく大事だと思ったのですが、そこは、まだ国でもあまり整理できてないのですか。

管理部長) 財務会計規則で、請求書等には押印が必要というものが改正されていないところがあります。

木村委員) 今後、変わる可能性があるわけですね。

管理課長) そうです。

教育長) そこだけはきちんと説明ができるように、根拠を持っておいてほしいと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第27号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 次に、第28号議案「芦屋市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教職員課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。
外枠を決めるのですが、内容はもう少し時間がかかりますか。

教 職 員 課 長) 規則では、あくまで外枠を固めるだけになりますので、実際の具体的な内容は、今後、要綱で定めていくことで、今お示ししている案を基に進めていきたいと考えております。

木 村 委 員) これを見るだけだったら、標準的な職務の内容が、全体的にふわっとしているのが、教育長が定めることができる標準的な内容を守らなければいけないのか、どうなのかもわかりません。

大きな流れとしては、教師の負担を軽減する。これはやっつけてくださいよ、これは必ずしもやらなくていいですよとか、これはやったほうが望ましいですよとか、そういう段階をつけて、全般的には仕事の内容を軽減できるような、これは趣旨ですね。そこをうまくきちんと説明しないと、現場もよく分からないという受け止め方をすると思うので。これだけではよく分からないので、その要綱を作って、きちんと説明することが、かなり重要ななと思います。

教 職 員 人 事 担 当 課 長) 要綱の案で、例えば11ページの事務職員の標準的な職務の内容及びその例(案)の欄外の注(2)ですが、事務職員も経験値に非常に差がございまして、全員が同じようにこの業務に携わってもらえたら一番いいのですが、どうしても順次といいますか、段階的に、一番目指すところは、示している中身を全部、事務職員が担ってもらえるのが一番いいのですが、どうしてもなりたての事務職員から再任用の事務職員までおりますので、そういう意味では、その実態に応じた形

で参画をしてもらう。いずれ、これを請け負っていくというニュアンスで、こちらの注意書きも米印をつけて示しているところでございます。

木村委員) そこは分かるのですが、要はここに書いている以外のことで、やり過ぎたらあまりよくないということとか、ここに書いてあることは基本、担ってくださいということなのか。その説明をきちんとしないと、分からないと思います。

だから、つつい教師が一生懸命おせっかい気分でいろいろやるけど、それは過剰労働につながるので、必ずしも学校に必要なことだとは思わないので、やめたほうがいいのか、その辺りの判断基準というか、教師が見て、これはやらないほうがいいんだろうとか、おせっかいだからやらないほうがいい、これはやったらいけないとか、そこを教師が、いろいろ自分が何をやるべきかを考えたときに、分かるようなガイダンスをきちんと作らないと、多分伝わらないだろうということが1つです。

あと、教師だけではなくて、保護者にもこの辺りは理解してもらわないといけないということは、どこかで考えておかないといけないと思います。

河盛委員) 私はよく知らないですが、教諭の業務を軽減するぐらいの事務職員は、各学校に人数的にはいるものですか。

教職員課長) 県費で各校に1名配置されているのみでして、基本は、事務職員は1名配置。生徒数、クラス数に応じて、来年度はクラスの多い岩園小学校と精道中学校にもプラス1名、県費事務が配置される形で、基本線は1名で、これを全部担う形です。

河 盛 委 員) 1人でできるのですか。教員の業務を軽減できますか。

木 村 委 員) 県では予算をつけてくれないのが最近の流れですから。

教 職 員 課 長) 県立学校ですとたくさん、事務長を初め6名、7名いらっ
しゃるのですが、市町の学校は、基本は1名体制となっております。

教 育 長) 市の職員はどうなっていますか。

教 職 員 課 長) 少し補足になりますが、事務職員は先ほど、説明したとお
りですが、それとは別に市費といいますか、市の単独で、事務
補助の会計年度任用職員を各校に配置しておりまして、イメー
ジとしては県費の事務職員の方が、市費の事務補助的な方をう
まく使って、こういった業務もやっていただくところで考えて
おります。

木 村 委 員) この案は出してありますが、これは芦屋市の現状に鑑みて、
できるんだと言えるようなものなのかどうか。国から下りてき
て、そのままやっても、現実にやろうとしたら、やはり無理だ
ったと、もうちょっとお金やスタッフが必要であるものなのか。
その辺りは、まだあまりもんでないのですか。

教 職 員 課 長) 内容につきましては、教諭等に関するものについては、学
校の管理職に確認いただいております。事務職員の分についま
しては、事務職員の会議等に何度かこれを提案させていただい
て、意見交換等を行っておりまして、文部科学省から示された
内容から、芦屋市の実態に応じた形での変更等はさせていただ
いているところです。

木 村 委 員) 結局、大きな流れとしては教職員の負担を少し減らして、
事務職員の方にやってもらうという流れが1つあるわけです。

そうなるとう事務職の人数を増やすとか、事務局が今度、あまり仕事がオーバーワークになっては困るので、そこのバランスを取らないといけないのですが。そこがうまくできなかつたら、絵に描いた餅になってしまうことになるので。その辺りをよく吟味していただいて、実行していくのは、その辺りが一番大切かなと思います。

教 育 長) 木村委員がおっしゃったように、学校の教諭や講師は県費負担職員ですが、それ以外に市費として来てもらっている方がいます。校長がうまく全体をリードして学校運営をするわけでしょう。そのときに、垣根を取っ払って、上手にしていけないといけない。

県費負担職員と市費負担職員が仲が悪いということがあってはいけないので、配慮をしてやっていってほしい。

学校教育部長) 教諭等の「等」に入る人たちですが、いわゆる臨時講師、今、会計年度任用職員と言っているのか分からないですが、臨時講師は含まれないということですか。

教職員課長) 文科省から示されています「教諭等」には、「主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう」となっておりますので、臨時講師の方も含まれると考えております。

学校教育部長) 臨時講師はどこに含まれるのですか。

教職員課長) 「講師」のところですか。

学校教育部長) 「講師」は期限を付さない講師ではないのですか。いわゆる外国籍の方が採用試験に合格して働いたら、期限を付さない講師という形で扱っていると思います。法律上では、その部分は、まだ教諭にはなってないですね。だから、ここの講師は、いわ

ゆる期限を付さない講師なのかなと思うので、臨時講師がどれに当たるのかと思ったのですが。

教職員課長) 御指摘の点については、臨時講師の方が含まれているかどうかについてはいま一度確認をしたいと思います。

教職員人事担当課長) 一昔前は、助教諭が臨時的な任用の人でもいたかと思いますが、その辺り表記として分かりやすく、今の職名でいけるようにと思いますので。これは国の文章ですので、教諭の中に、臨時講師の方は、基本、常勤の方であれば、教諭と同じように校務分掌を持っていますので、臨時講師は必ず含まれるような形の表記にしたいと思っております。

教育長) そうですね、誤解を招かないようにしてください。

上月委員) 事務職の方も、学校運営に参画したいという気持ちは強くお持ちだと思います。教員の仕事を一部移管して、教員の負担を軽減していくのか、協力して、共同してできるところはどこかを話し合いながらやっていくのかで、随分と学校を運営していくという立場からすると、感じが変わってくるのではないかと思います。教育委員会レベルでもそうでしょうし、市の行政レベルでもそうでしょうけど、学校の中で、事務職の方々とよく話合って、しっかりと共通理解を図って、よりよくなるように進めていくこと、丁寧に話合っていくことが必要だと考えました。

教職員人事担当課長) それにつきましても、同じような考えを持っておりまして、特によく学校で言う1人職種、事務職員、栄養教諭、養護教員、この辺りは非常に大事なポストですので、同じように考えています。

特に、このたび教職員課長から説明のあったとおり専門性の発揮を、非常に期待しているところがございますので、そして法改正に伴って、事務職がこれまでは従事すると明示されていたのが、事務をつかさどるに変わっておりますので、管理職も含め、年度が明けましたら校長会等で研修も入れながら、事務職員の方の、これまでの教員から見る事務職員ではなくて、事務職員がもっと前に出る方向性ということをし、しっかり研修も含めて実施したいと考えております。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

今回、13条の2の説明が不足でしたので、そこだけは確認してください。その確認をするということで、変更があるなら、また次回に報告してください。それをもって、条件をつけて、本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第28号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、第29号議案「芦屋市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。

提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

越 野 委 員) 社会教育委員の任期は2年だと思いますが、各団体から出

ている方は、団体から継続の推薦があつて、なつてくださつて
いると思うのですが、市民委員が継続でされるのは、これは応募
がなかつたということですか。

生涯学習課長) 応募は8件ございました。選考委員会を設けまして、作文
を書いていただきまして、その内容を審査した結果、再任に
なつてございます。審査に際しましては、氏名は一切出てお
りませんので、作成された作文の内容によって審査した結果
でございます。

越 野 委 員) 2年たつて改めて作文を書いていただいたのですか。

生涯学習課長) はい。改めて応募いただいたということでございます。

教 育 長) 市民委員は再任を妨げないことになっているのですね。

生涯学習課長) 特に規定はございません。

教 育 長) 附属機関の委員を決めるときに、専決で決定してしまつた
が、期限までに間に合うものがあるならば、早めに議案として
出してくださいという教育委員からの御指摘もあり、今回、出
せる分は出そうということで、出したということですね。

生涯学習課長) はい、そのとおりです。

木 村 委 員) それを議案のときに分かるように書いてもらつたらいい
のですが、これだけ見たら、8名から5名、何でだろうと思つ
てしまうので、できるだけ議案の説明資料の中で、その辺りが
分かるように書いてもらつたらいいと思います。

生涯学習課長) 今後、工夫してまいります。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第29号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次 に、第 3 0 号 議 案 「 芦 屋 市 放 課 後 子 ども プ ラ ン 運 営 委 員 会 委 員 の 委 嘱 に つ い て 」 を 議 題 と し ま す。

提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説 明 が 終 わ り ま し た 。 質 疑 は ご ざ い ま せ ん か 。

越 野 委 員) 放 課 後 子 ども プ ラ ン の 事 業 の 1 つ と し て、校 庭 開 放 を 実 施 さ れ て い る と 思 い ま す け ど、校 庭 開 放 に つ い て は 数 年 前 か ら 利 用 者 が 少 な い と い う 話 が 出 て い て、コ ミ ス ク か ら も、ま た 土 曜 日 に 利 用 し た い と い う 声 も 上 が っ て い る よ う で す の で、最 近 で は こ の 運 営 委 員 会 で キ ッ ズ ス ク エ ア の 話 が 多 い み た い で す が、も う 1 度、校 庭 開 放 の 実 施 に つ い て は、次 年 度、話 合 い を 進 め て い っ て も ら え た ら と 思 い ま す。

生涯学習課長) 御指摘のとおり、現在、山手小学校以外で土曜日の校庭開放をしているところでございまして、来年度から潮見小学校が毎週土曜日、校庭開放を行っておりましたが、非常に利用者が少ないということで、施設の有効活用もございまして、月に2回で、あとはコミスクに御利用いただくこととしております。

特に今年はコロナ禍もございまして、委員御指摘のとおり、ここ数年間、非常に利用が減っていることは課題としてとらえ

でございますので、今後、こういった仕掛けが必要かも含めて検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

越 野 委 員) お 願 い し ま す 。

教 育 長) 他 に 質 疑 は ご ざ い ま せ ん か 。

無 い よ う で す の で 、 こ れ を も っ て 質 疑 を 打 ち 切 り ま す 。

こ れ よ り 採 決 い た し ま す 。

本 案 は 、 原 案 ど お り と 決 す る こ と に 御 異 議 ご ざ い ま せ ん か 。

 < 異 議 な し の 声 >

御 異 議 な し と 認 め ま す 。

よ っ て 本 案 は 原 案 の と お り 決 し ま し た 。

< 第 3 0 号 議 案 採 決 。 結 果 、 可 決 (出 席 委 員 全 員 賛 成) >

教 育 長) 次 に 、 第 3 1 号 議 案 「 芦 屋 市 立 公 民 館 運 営 審 議 会 委 員 の 委 嘱 に つ い て 」 を 議 題 と し ま す 。

提 案 説 明 を 求 め ま す 。

公 民 館 長) < 議 案 資 料 に 基 づ き 概 略 説 明 >

教 育 長) 説 明 が 終 わ り ま し た 。 質 疑 は ご ざ い ま せ ん か 。

会 議 は 年 2 回 で す か 。

公 民 館 長) 年 2 回 で す 。 今 年 度 に つ き ま し て は 、 令 和 2 年 8 月 と 令 和 3 年 2 月 に あ る 予 定 だ っ た の で す が 、 コ ロ ナ の 影 響 が あ り ま し た の で 、 令 和 3 年 2 月 の 審 議 会 に つ い て は 書 面 で 開 催 し て お り ま す 。

教 育 長) 公 民 館 の 講 座 な ど を 審 議 し て い た だ い て い る の で す か 。

公 民 館 長) 公 民 館 の 講 座 の 、 例 え ば 過 去 の 講 座 に つ い て 御 評 価 い た だ き ま し て 、 将 来 の 講 座 に つ き ま し て 御 提 案 さ せ て い た だ い て 、 御 意 見 を 頂 戴 し て 、 お お む ね 提 案 ど お り 実 施 す る も の と な っ て

おります。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第 3 1 号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、第 3 2 号議案「芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会委員の委嘱について」を議題とします。

提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

これも年 2 回ですか。

青少年愛護センター所長) はい。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第 3 2 号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、第 3 3 号議案「芦屋市立図書館協議会委員の委嘱に

ついて」を議題とします。

提案説明を求めます。

図書館長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

この学識経験者は、現在、選定しているところですか。

図書館長) はい。ほぼ内諾をいただけそうな段階まで来ているのですが、またこれは4月以降に専決として提出させていただきます。

教育長) これも年2回ですね。

図書館長) はい、年2回です。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第33号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 続いて、日程第2、報告第32号「令和3年度芦屋市立幼稚園学級編制について」を議題とします。

提案説明を求めます。

管理課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

越野委員) 先ほどの総合教育会議でも言っていたのですが、やはり岩園幼稚園の数をみると、3歳児は25人、すぐにいっぱいになっています。でも、去年は4歳児が39人の申し込みがあった

のに、4歳児から入ってくる子は少ないので、もしこのままの形で今後も続けていくとすると、岩園も1クラスのままだったら、これ以上、4歳からまた増えることは考えにくいので、人数を確保していくなら、やっぱり3歳児から2クラスにしておかないと、その後、4歳、5歳の途中からの入園は見込みにくいかなと感じます。

あと、今後の岩園の3歳児さんの検証スケジュールを、もう1度教えていただいていいですか。

管理課長) 具体的に、いつこういうことをしますというところまでは、明確にはまだ考えてございません。検証は、質的な面と量的な面での検証が必要かと思います。

質的な面はまだ保育は開始されていませんが、お預かりするお子さんに対して、今後進めていく教育課程でありますとか、育ちであるとか、見ていくことが、まず1つ質的な検証かと思っています。

量的な検証につきましては、今回は25人を上回る応募がありました。子どもさんの育ちを見ていく間に、次の募集がまた秋にありますし、その地域全体のお子さんの行き場の状況も、見ていく必要もあると思います。具体的にいつまでに、どういう形でということはないのですが、検証の考え方としては、実際に保護者の方にアンケートで中身を確認させていただく。それは具体的に今、何とも言えませんが、いろんな見地からの検証をしていく必要があると考えています。

河盛委員) ちなみに、市内の私立の幼稚園の情報が、もしあれば教えてください。

管理課長) まだ今の時点で、情報として十分に整理できている状況ではございません。例えば、この4月から進まれるということで、当然、子どもさんに対して、1号認定なり2号認定という作業で幼稚園からも、一定何人いますという報告が随時この4月なり5月に入ってきますので、そこで一定数、私立の状況は見えってくるのかなと思っております。今の段階では、私どもとしてもなかなか数の把握はできておりません。

管理部長) 先ほどの課長の説明の補足ですが、質的な部分の検証の仕方、今、岩園幼稚園で、幼稚園の保育要領に従ってチェック表を作っております、それで学期ごとにチェックするような形で準備を進めていると聞いております。

教育長) いつまでも試験というわけにはいきませんので、それはタイムリーに出さないといけないと思っております。公式の見解として、いつ出しますとはなかなか出せないのですが、最短でいくなれば、来年の10月の申し込みに対して、最低、岩園だけでも、方向性を出さないといけないと思っております。

チェック項目は総合教育会議で言いましたように3つの視点、環境的にきちんとできているかどうか、内容的にできているかどうか、そして市民の皆さんのニーズはどうなのかということです。アンケートも取っていないといけないなと思っております。

河盛委員) 岩園の3歳児ですが、住所は岩園の4歳児と5歳児と比べると同じような感じなのか、やはり市内、広範囲から来られているのか、そういうことはお分かりですか。

管理課長) 細かく町別で、御近所の園区から来られている、一定数は

近所の方ですが、お申し込みをされた方は、一番遠いのは、平田町からも応募がありまして、割合が4、5歳と比べて、3歳がどうなのかは、まだ十分に検証はできていません。

河盛委員) これは抽選ですか、それとも何か基準があったのですか。

管理課長) 3歳につきましては、定員25人を超えた応募がありましたので、抽選をしました。

河盛委員) 抽選ですか。兄弟がいたとかは関係なしに。

管理課長) 抽選も優先順位をつけてまして、御兄弟、例えば、既にお兄ちゃん、お姉ちゃんが岩園にいらっしゃるとか、双子さんであるとか優先順位をつけさせていただく中で入園いただいています。

河盛委員) 分かりました。

木村委員) 僕の考えは、3歳児保育はこの5園全園でやることを前提に、それでもずっと減ってきてしまうのであれば、それは社会のニーズが、公立幼稚園は要らないということなのかもしれないので、そういう段階になったらきちんと調べて、本当にニーズがそうであれば、やはり統廃合なり、転換を図っていくことをやらないといけないなと思っています。

浜風幼稚園を廃園にしたときは、芦屋の公立幼稚園の評価は高いし、レベルも高いから、絶対に残したいという声が物すごく強かったのですが、何年もたって、大分違ってきているのかなという感じもあります。そのことを念頭に置いて、3歳児保育をやらないで廃園すると言うと、多分またすごく反対も出てきてしまうので、僕は統廃合していくためにも、3歳児保育を基本的にやる機会を設置しないと、なかなか円滑にいかない

と思います。

そういうことを念頭に置いて、我々も、芦屋市民の声が変わってきているかもしれないということも頭の片隅において、長期的な計画を考えていかないといけないかなと思っています。

教 育 長) 強引に進めるものではないです。

木 村 委 員) 絶対に残さないといけないわけでもないというか。1園でも残しておいたほうがいいのかというニーズがあるのであれば残しておいたらいいですが、公立幼稚園は要らないと、私立でいいとか、認定こども園でいいという声が大勢を占めるのであれば、効率性の観点から考えないといけないことも来ると思います。

河 盛 委 員) ただ、そういうことになった場合、認定こども園が教育委員会に全く関与していないと、公教育に対して、幼児教育に対して、芦屋市の教育委員会が全く関与していないことになってしまうので、もし、そういう事態になるのであれば、教育委員会もこの辺に対して、何か関与をする方法をやってもらったほうがいいのかと思います。

木 村 委 員) そこも、やっぱり市民の声だと思います。教育委員会がある程度、公的関与をしてほしい、それは公立幼稚園を残すという方向なのか、認定こども園にある程度関与するのか。でも、そこまで市民の声を見きわめて、本当にニーズのないところで我々が押し進めていっても、そこは市民と乖離していきますから。深いところで、市民の考えは何なのか、表面的なアンケートだけではなくて、じっくり議論して進めていかないといけないときが来るような感じがしますね。

教 育 長) ないものを作ることは大変ですが、あるものをしていくので、河盛委員がおっしゃった芦屋の幼児教育という側面と、今おっしゃった3歳児保育へのニーズという側面からきちっと検討を、早速始めていきたいと思っています。

木 村 委 員) 芦屋の教育が高いレベルで評価を得てきたのは、僕たちも誇りはあるし、それは残したいという気持ちは、みんな持っていると思います。ただ、その高いレベルにあることが、本当に市民の方、皆さん共有していただいているのか、宣伝やアピールはしないといけないけども、その上で、どの程度残せという市民の声があるのかを、僕らが残したいと思っても、やっぱり市民の声を見ながら、判断をしていかないといけないという局面はどこかで来るんだろうなと思います。

越 野 委 員) 園長先生からお話を伺っていたら、公立の幼稚園は研修などを自分たちですごくされてきて、そういうことがあるから、質の高い教育につながってきていると思うのですが、でも、こども園だと子どもの在園時間がどうしても長いので、先生たちが研究に使う時間が少なくなるそうです。

こども園に視察も行かせていただきましたが、先生方が職員室にずっと座ってられる時間がないというお話だったので、やはり質の高さをこれからも求めていくのであれば、公立幼稚園は残していかないといけないかなとすごく感じます。

学校教育課主幹) 今言っていただきましたように、公立幼稚園の強みといますのは、先生たちの保育力であると思っております。質のことにつきましても、努力はしていかないといけないところはあるのですが、幼稚園に来てくださった保護者の方は、す

ばらしい保育であるということは、学校評価のアンケートを見ましても、全園のアンケートを確認しましたがけれども、やはり保育内容については、大変満足いただいているという結果が数字にも、また具体的な記述にも表れております。

ただ、そこに乗っかっているだけではなく、先ほど木村委員からもありましたように、アピールであるとかそういったことを、もっと見える化をして、保護者のみならず、市民の方にも公立幼稚園はこんな努力をしている、こんなふうに小学校とつながっているところは、アピールをもっと努めていかないといけないと思っております。

もう1つ、今こども園のことを言っていたいただいておりますが、やはり管轄が子育て推進課で、幼稚園ほどには私たちも足を踏み入れることが難しい面はあるのですが、行事前の予行演習の機会や、新任指導がございまして、それは兵庫県教育委員会も、こども園に行った保育教諭でも、1年間に何名か新任対象者で認定がございまして、その指導について、前伊勢幼稚園長の瀬山久美子先生が、この2年間指導に、延べ年間20日間、精道こども園に行っていたいただいております。次年度からは西藏こども園にも年間20日間、合計4名の指導に当たっていただくことになっております。

その機会に、学校教育課の私もできるだけ同行させていただきまして、保育を見まして、午後の時間に、ちょっとその保育をしました先生と瀬山先生と私と、一緒に保育について話合うところは、指導はしております。

それと越野委員が言ってくださいましたように、こども園の

先生方にそういう研修の時間をまとめて取っていただくことは難しいところがありますので、副園長先生ともお話をする中で、幼稚園と同じ形式は難しいですが、何か感想を記入して、次々回覧するとか、何かまとめたものをコピーして全員に配るなど、こども園はこども園でできることを、大変努力もされておられます。

今年度については、コロナで幼稚園も公開保育はできなかったのですが、次年度からは、また公開保育も再開していこうと思っておりますので、そういったときに呼びかけて、こども園から必ず来ていただくことで保育の交流、お互いに質が高まっていくことについては努めてまいりたいと思っております。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

これについては、また教育委員会通じて、皆さんの意見を出し合いながら、また岩園幼稚園を見に行くなど、いろいろ積極的に行動していきたいと思えます。

それでは、報告第32号「令和3年度芦屋市立幼稚園学級編成について」の報告を受けたものいたします。

教 育 長) 閉会宣言